

令和 5 年度

愛知県豊川市予算書

目 次

1 一般会計	-----	1 頁
2 特別会計		
(1) 豊川西部土地区画整理事業	-----	9
(2) 豊川駅東土地区画整理事業	-----	13
(3) 公共駐車場事業	-----	17
(4) 国民健康保険	-----	21
(5) 後期高齢者医療	-----	25
(6) 土地取得	-----	29
(7) 一宮財産区管理事業	-----	33
(8) 赤坂財産区管理事業	-----	37
(9) 長沢財産区管理事業	-----	41
(10) 萩財産区管理事業	-----	45
3 企業会計		
(1) 水道事業	-----	49
(2) 下水道事業	-----	53
(3) 病院事業	-----	57

令和5年度

豊川市一般会計予算

第1号議案

令和5年度豊川市一般会計予算

令和5年度豊川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,880,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 29,392,609
	1 市 民 税	11,894,700
	2 固定資産税	13,443,308
	3 軽自動車税	577,600
	4 市たばこ税	1,100,000
	5 特別土地保有税	1
	6 入 湯 税	43,000
	7 都市計画税	2,334,000
2 地方譲与税		605,000
	1 地方揮発油譲与税	135,000
	2 自動車重量譲与税	440,000
	3 森林環境譲与税	30,000
3 利子割交付金		11,000
	1 利子割交付金	11,000
4 配当割交付金		180,000
	1 配当割交付金	180,000
5 株式等譲渡所得割交付金		100,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	100,000
6 法人事業税交付金		450,000
	1 法人事業税交付金	450,000
7 地方消費税交付金		4,450,000
	1 地方消費税交付金	4,450,000
8 ゴルフ場利用税交付金		73,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	73,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1

款	項	金 額
10	環境性能割交付金	135,000
	1 環境性能割交付金	135,000
11	国有提供施設等所在市町村助成交付金	15,621
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	15,621
12	地方特例交付金	250,001
	1 地方特例交付金	250,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1
13	地方交付税	6,050,000
	1 地方交付税	6,050,000
14	交通安全対策特別交付金	33,000
	1 交通安全対策特別交付金	33,000
15	分担金及び負担金	313,767
	1 負 担 金	313,767
16	使用料及び手数料	913,164
	1 使 用 料	558,005
	2 手 数 料	355,159
17	国庫支出金	10,111,321
	1 国庫負担金	6,431,298
	2 国庫補助金	3,646,172
	3 委 託 金	33,851
18	県支出金	6,369,844
	1 県負担金	3,070,565
	2 県補助金	2,956,435
	3 委 託 金	339,781
	4 県交付金	3,063
19	財産収入	478,977

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	461,820
	2 財産売却収入	17,157
20 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
21 繰 入 金		2,866,741
	1 特別会計繰入金	477
	2 基金繰入金	2,866,264
22 繰 越 金		700,000
	1 繰 越 金	700,000
23 諸 収 入		3,059,053
	1 延滞金、加算金及び過料	30,004
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	879,977
	4 雑 入	2,148,972
24 市 債		4,321,900
	1 市 債	4,321,900
	歳 入 合 計	70,880,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議 会 費	429,514
	1 議 会 費	429,514
2	総 務 費	7,056,663
	1 総務管理費	5,692,261
	2 徴 税 費	721,013
	3 戸籍住民基本台帳費	365,319
	4 選 挙 費	187,501
	5 統計調査費	44,616
	6 監査委員費	45,953
3	民 生 費	29,463,798
	1 社会福祉費	12,960,453
	2 児童福祉費	14,413,313
	3 生活保護費	2,089,432
	4 災害救助費	600
4	衛 生 費	7,223,271
	1 保健衛生費	3,493,755
	2 清 掃 費	3,729,516
5	労 働 費	112,449
	1 労働諸費	112,449
6	農林水産業費	2,254,536
	1 農 業 費	2,192,345
	2 林 業 費	62,191
7	商 工 費	1,866,091
	1 商 工 費	1,866,091
8	土 木 費	5,149,809
	1 土木管理費	472,468

款	項	金額
		千円
	2 道路橋りょう費	1,332,163
	3 河川費	283,033
	4 港湾費	2,124
	5 都市計画費	2,714,990
	6 住宅費	345,031
9	消防費	2,261,024
	1 消防費	2,261,024
10	教育費	7,044,947
	1 教育総務費	683,767
	2 小学校費	2,711,855
	3 中学校費	677,898
	4 社会教育費	855,450
	5 保健体育費	2,115,977
11	災害復旧費	15,500
	1 農林水産施設災害復旧費	6,200
	2 土木施設災害復旧費	9,300
12	公債費	5,251,433
	1 公債費	5,251,433
13	諸支出金	2,710,965
	1 公営企業費	2,710,965
14	予備費	40,000
	1 予備費	40,000
	歳出合計	70,880,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	北 庁 舎 空 調 設 備 費 改 修 事 業	469,590	令和5年度	140,800
				令和6年度	328,790
8 土木費	6 住宅費	平 尾 住 宅 A 棟 費 耐 震 補 強 事 業	125,000	令和5年度	66,500
				令和6年度	58,500
10 教育費	2 小学校費	三 蔵 子 小 学 校 費 校 舎 改 修 事 業	1,765,000	令和5年度	970,750
				令和6年度	794,250
	5 保健体育費	南 部 学 校 給 食 管 費 セ ン タ ー 蒸 気 事 業 改 修 等	145,000	令和5年度	79,750
				令和6年度	65,250

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
一宮地域交流会館（仮称） 基本設計等委託料	令和6年度	130,844
御津1区第2期分譲 用地取得事業費補助 （令和5年度補助分）	令和6年度 ～令和14年度	19,827
愛知御津駅周辺 まちづくり整備事業 （設計協定分）	令和6年度 ～令和8年度	120,240
南部学校給食センタ ー調理等委託料	令和6年度 ～令和10年度	722,121千円に物価変動による増減額、消費税額及び地方消費税額を加算した額

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設整備事業費 (推進債)	千円 66,400	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内(ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合、利率の 見直しを行った後においては、 当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定する条件による。ただし、 市財政の都合により、 据置期間及び償還期間を短 縮し、又は繰上償還し、若 しくは低利債に借換えする ことができる。
庁舎施設整備事業費	263,500	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業費 (推進債)	668,000	同上	同上	同上
保健衛生施設整備事業費 (推進債)	486,100	同上	同上	同上
一般廃棄物処理事業費	686,400	同上	同上	同上
道路新設改良事業費	94,800	同上	同上	同上
橋りょう新設改良事業費	44,700	同上	同上	同上
橋りょう新設改良事業費 (推進債)	57,400	同上	同上	同上
河川整備事業費	95,400	同上	同上	同上
都市計画事業費	429,300	同上	同上	同上
都市計画事業費 (推進債)	162,400	同上	同上	同上
消防施設整備事業費 (推進債)	284,800	同上	同上	同上
小学校建設事業費	627,500	同上	同上	同上
中学校建設事業費	69,800	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	15,000	同上	同上	同上
保健体育施設整備事業費 (特例債)	70,400	同上	同上	同上
臨時財政対策費	200,000	同上	同上	同上
計	4,321,900			

令和5年度

豊川市東三河都市計画事業豊川西部
土地区画整理事業特別会計予算

第2号議案

令和5年度豊川市東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業 特別会計予算

令和5年度豊川市の東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 処分金		35,750
	1 処分金	35,750
2 使用料及び手数料		138
	1 手数料	138
3 繰入金		80,000
	1 他会計繰入金	80,000
4 繰越金		96,481
	1 繰越金	96,481
5 諸収入		31
	1 市預金利子	1
	2 雑入	30
	歳 入 合 計	212,400

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	1,287
	1 管理費	1,287
2	事業費	210,313
	1 工事費	210,313
3	公債費	500
	1 公債費	500
4	予備費	300
	1 予備費	300
	歳 出 合 計	212,400

令和5年度

豊川市東三河都市計画事業豊川駅東
土地地区画整理事業特別会計予算

第3号議案

令和5年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業 特別会計予算

令和5年度豊川市の東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 処分金		63,780
	1 処分金	63,780
2 使用料及び手数料		79
	1 手数料	79
3 繰入金		8,804
	1 他会計繰入金	8,804
4 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
5 諸収入		37
	1 市預金利子	1
	2 雑入	36
	歳 入 合 計	102,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	1,090
	1 管理費	1,090
2	事業費	100,810
	1 工事費	100,810
3	公債費	500
	1 公債費	500
4	予備費	300
	1 予備費	300
	歳 出 合 計	102,700

令和5年度

豊川市公共駐車場事業特別会計予算

第4号議案

令和5年度豊川市公共駐車場事業特別会計予算

令和5年度豊川市の公共駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	事業費収入	62,115
	1 使用料	62,115
2	国庫支出金	2,017
	1 国庫補助金	2,017
3	財産収入	394
	1 財産運用収入	394
4	繰越金	72
	1 繰越金	72
5	諸収入	2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
6	市債	14,100
	1 市債	14,100
	歳 入 合 計	78,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	63,800
	1 管理費	63,800
2	公債費	13,900
	1 公債費	13,900
3	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		78,700

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場整備事業費	千円 14,100	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。
計	14,100			

令和5年度

豊川市国民健康保険特別会計予算

第5号議案

令和5年度豊川市国民健康保険特別会計予算

令和5年度豊川市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,883,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険料	3,244,988
	1 国民健康保険料	3,244,988
2	国民健康保険税	90
	1 国民健康保険税	90
3	使用料及び手数料	1
	1 手 数 料	1
4	県支出金	9,985,077
	1 県補助金	9,985,077
5	財産収入	912
	1 財産運用収入	912
6	繰入金	1,146,330
	1 他会計繰入金	1,146,330
7	繰越金	470,000
	1 繰越金	470,000
8	諸収入	36,102
	1 延滞金及び過料	10,002
	2 市預金利子	10
	3 雑 入	26,090
	歳 入 合 計	14,883,500

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	175,861
	1 総務管理費	160,034
	2 徴収費	15,588
	3 運営協議会費	239
2	保険給付費	9,938,235
	1 療養諸費	8,628,504
	2 高額療養費	1,235,112
	3 移送費	91
	4 出産育児諸費	60,500
	5 葬祭諸費	11,150
	6 結核医療付加金諸費	30
	7 傷病手当金諸費	2,848
3	国民健康保険事業費納付金	4,583,615
	1 医療給付費分納付金	3,075,022
	2 後期高齢者支援金等分納付金	1,125,914
	3 介護納付金分納付金	382,679
4	保健事業費	156,270
	1 特定健康診査等事業費	129,730
	2 保健事業費	26,540
5	基金積立金	912
	1 基金積立金	912
6	公債費	1
	1 公債費	1
7	諸支出金	20,606
	1 償還金及び還付加算金	20,606
8	予備費	8,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	千円 8,000
歳 出 合 計		14,883,500

令和5年度

豊川市後期高齢者医療特別会計予算

第6号議案

令和5年度豊川市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度豊川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,270,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	2,608,542
	1 後期高齢者医療保険料	2,608,542
2	繰入金	579,069
	1 他会計繰入金	579,069
3	繰越金	1
	1 繰越金	1
4	諸収入	82,688
	1 延滞金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	5,130
	3 市預金利子	20
	4 受託事業収入	77,511
	5 雑入	25
	歳入合計	3,270,300

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	32,544
	1 総務管理費	24,755
	2 徴収費	7,789
2	後期高齢者医療広域連合納付金	3,144,028
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,144,028
3	保健事業費	87,597
	1 保健事業費	87,597
4	諸支出金	5,131
	1 償還金及び還付加算金	5,130
	2 繰出金	1
5	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
	歳 出 合 計	3,270,300

令和5年度

豊川市土地取得特別会計予算

第7号議案

令和5年度豊川市土地取得特別会計予算

令和5年度豊川市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ441,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	基金借入金	291,000
	1 基金借入金	291,000
2	財産収入	148,937
	1 財産運用収入	477
	2 財産売却収入	148,460
3	繰越金	1,461
	1 繰越金	1,461
4	諸収入	2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
	歳入合計	441,400

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	事務費	80
	1 事務費	80
2	土地取得費	292,184
	1 土地取得費	292,184
3	諸支出金	148,936
	1 土地開発基金費	148,460
	2 他会計繰出金	476
4	予備費	200
	1 予備費	200
	歳 出 合 計	441,400

令和5年度

豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

第 8 号議案

令和 5 年度豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

令和 5 年度豊川市の一宮財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 71
	1 財産運用収入	69
	2 財産売却収入	2
2 繰入金		341
	1 基金繰入金	341
3 繰越金		387
	1 繰越金	387
4 諸収入		1
	1 市預金利子	1
	歳 入 合 計	800

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	500
	1 総務管理費	500
2	予備費	300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		800

令和5年度

豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

第9号議案

令和5年度豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

令和5年度豊川市の赤坂財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 1
	1 県補助金	1
2 財産収入		806
	1 財産運用収入	804
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		260
	1 基金繰入金	260
4 繰越金		1,595
	1 繰越金	1,595
5 諸収入		338
	1 市預金利子	1
	2 雑入	337
	歳入合計	3,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	2,700
	1 総務管理費	2,700
2	予備費	300
	1 予備費	300
	歳 出 合 計	3,000

令和5年度

豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

第10号議案

令和5年度豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

令和5年度豊川市の長沢財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 1
	1 県補助金	1
2 財産収入		22
	1 財産運用収入	20
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		2,100
	1 基金繰入金	2,100
4 繰越金		1,675
	1 繰越金	1,675
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
	歳入合計	3,800

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 3,300
	1 総務管理費	3,300
2 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		3,800

令和5年度

豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

第11号議案

令和5年度豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

令和5年度豊川市の萩財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 1
	1 県補助金	1
2 財産収入		327
	1 財産運用収入	325
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		4,480
	1 基金繰入金	4,480
4 繰越金		4,090
	1 繰越金	4,090
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
	歳入合計	8,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	8,100
	1 総務管理費	8,100
2	予備費	800
	1 予備費	800
	歳 出 合 計	8,900

令和5年度

豊川市水道事業会計予算

第12号議案

令和5年度豊川市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	185,600 人
(2) 給 水 戸 数	81,860 戸
(3) 年 間 総 給 水 量	21,633,000 m ³
(4) 一 日 平 均 給 水 量	59,107 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
営業用設備整備事業	343,356 千円
配水管布設事業	1,200,666 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		3,798,720 千円
第1項 営 業 収 益		3,391,505 千円
第2項 営 業 外 収 益		407,208 千円
第3項 特 別 利 益		7 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		3,406,051 千円
第1項 営 業 費 用		3,335,121 千円
第2項 営 業 外 費 用		62,692 千円
第3項 特 別 損 失		3,238 千円
第4項 予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,541,661千円は、減債積立金100,000千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金915,686千円、当年度分損益勘定留保資金300,215千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額125,760千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	342,580千円
第1項 負 担 金	342,508千円
第2項 固定資産売却代金	71千円
第3項 国庫（県）補助金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,884,241千円
第1項 建設改良費	1,634,441千円
第2項 企業債償還金	249,800千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| (1) 収益的支出 | 第1項 営業費用 | 第2項 営業外費用 |
| | 第3項 特別損失 | |
| (2) 資本的支出 | 第1項 建設改良費 | 第2項 企業債償還金 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 335,450千円 |
|-----------|-----------|

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、6,600千円と定める。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

令和5年度

豊川市下水道事業会計予算

第13号議案

令和5年度豊川市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	165,700人
(2) 水洗化人口	154,600人
(3) 年間総処理水量	18,442,000 m ³
(4) 一日平均処理水量	50,526 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
特定環境保全公共下水道污水管渠整備事業	948,835千円
公共下水道污水管渠整備事業	788,857千円
雨水管渠整備事業	416,431千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	4,258,642千円
第1項 営業収益	2,885,012千円
第2項 営業外収益	1,373,614千円
第3項 特別利益	16千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	4,157,634千円
第1項 営業費用	4,010,264千円
第2項 営業外費用	143,956千円
第3項 特別損失	2,414千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,499,240千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100,699千円、当年度分損益勘定留保資金1,244,056千円、繰越利益剰余金処分額153,485千円、当年度利益剰余金処分額1,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,305,641 千円
第1項 企業債	1,493,700 千円
第2項 負担金及び分担金	103,784 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円
第4項 出資金	125,012 千円
第5項 補助金	583,144 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,804,881 千円
第1項 建設改良費	2,397,450 千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	1,407,431 千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,493,700	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。
計	1,493,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| (1) 収益的支出 | 第1項 営業費用 | 第2項 営業外費用 |
| | 第3項 特別損失 | |

- (2) 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 243,563千円
(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,774千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金 813,681千円のうち、153,485千円及び当年度利益剰余金 1,309千円のうち、1,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん 154,485千円
令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

令和5年度

豊川市病院事業会計予算

第14号議案

令和5年度豊川市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	501床
(2) 年間入院患者数	150,060人
(3) 年間外来患者数	283,338人
(4) 一日平均入院患者数	410人
(5) 一日平均外来患者数	1,166人
(6) 主要な建設改良事業 機械器具整備事業	310,320千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		17,886,607千円
第1項 医業収益		16,259,783千円
第2項 医業外収益		1,626,326千円
第3項 特別利益		498千円
	支	出
第1款 病院事業費用		18,849,882千円
第1項 医業費用		18,369,536千円
第2項 医業外費用		424,345千円
第3項 特別損失		55,001千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,008,164千円は、過年度分損益勘定留保資金1,007,333千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額831千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			876,029 千円
第1項 企業債			281,000 千円
第2項 負担金			594,999 千円
第3項 固定資産売却代金			10 千円
第4項 投資回収金			10 千円
第5項 寄附金			10 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,884,193 千円
第1項 建設改良費			393,233 千円
第2項 企業債償還金			1,190,000 千円
第3項 投資			300,960 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機械器具整備事業費	千円 281,000	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる場合、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。
計	281,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| (1) 収益的支出 | 第1項 医業費用 | 第2項 医業外費用 |
| | 第3項 特別損失 | |

(2) 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金
第3項 投資

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,624,454 千円

(2) 交際費 200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,134,084 千円と定める。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

